

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から14年3月まで

申立期間当時は、毎年送付されてくる国民年金保険料の免除申請書を郵送して免除申請を行っていた。免除申請手続は、夫が夫婦二人分を一緒に行っているはずなので、申立期間について、国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請手続は、夫が夫婦二人分を一緒に行っていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間直前の平成4年4月から11年3月までの記録は申請免除期間とされていること、及びその夫の申立期間を含む4年4月から14年3月までの記録は申請免除期間とされていることが確認できることから、夫は、免除申請手続について習熟していたとみられる。

また、申立人は、申立期間当時、夫が毎年送付されてくる国民年金保険料の免除申請書を郵送して免除申請を行っていたとしているところ、A市では、平成20年度までは、前年度の3月まで国民年金保険料の免除を受けていた者に対して免除申請書を送付しており、免除申請は郵送により行うことも可能であったとしていることから、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人の夫から提出された確定申告書控えによれば、申立期間については、申立人の世帯所得は当時の保険料免除基準に該当しており、免除申請を行っていれば承認を受けることが可能であったものとみられる。このため、前述のとおり、免除申請手続に習熟していた夫が、申立期間のみ失念して申立人の免除申請を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から58年3月まで

私は、会社を退職後、しばらくしてパートの仕事が決まった昭和58年3月頃、A市役所で国民年金加入手続を行い、同時に遡って国民年金保険料を納付する必要があることを知った。その場ですぐに納付書を発行してもらったかどうかや保険料の納付金額及び具体的な納付時期は覚えていないが、1、2か月後の間に同市役所内で保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、取得年月日欄に「56. 12. 11 種別 強 (59. 12. 3 届)」の記載が確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、昭和59年12月3日に行われ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この加入手続の際に、資格取得日を56年12月11日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人の所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、57年10月から58年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、A市の国民年金保険料納付記録を見ると、申立期間直後の昭和58年度の保険料が過年度保険料として納付されていることが確認でき、申立人は未納期間の解消に努めていたことがうかがえることから、申立期間のうち昭和

57年10月から58年3月までの保険料も同様に申立人が過年度保険料として納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和56年12月から57年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立していることから納付することができなかったものとみられる。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い両親の保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が両親の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたとしているところ、申立期間①及び②はいずれも短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、両親も国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A郡B町で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金加入手続は昭和49年9月又は同年10月頃に行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、45年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①については、2年の時効は成立していたが第2回特例納付制度を利用して、申立期間②については、2年の時効成立前の期間であり、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立期間①については、国民年金保険料の特例納付は、先に経過し

た期間から順次保険料を納付するものとされていたところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、第2回特例納付制度を利用することが可能であった申立期間①前後の期間（昭和45年8月から46年3月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間）については、それぞれ第2回特例納付制度を利用して、49年12月及び50年1月に保険料が納付されていることが確認でき、申立期間①の12か月のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間②については、国民年金被保険者台帳によると、その直前の昭和47年7月から同年9月までの保険料を49年10月26日に、47年10月から48年3月までの保険料を50年1月6日に、それぞれ過年度保険料として納付されていることが確認でき、当時、前述の第2回特例納付制度の利用と同様に、納付意識の高かった母親が申立人に係る保険料未納期間の解消に努めていたことがうかがわれ、申立期間②の保険料についても過年度保険料として納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間及び55年12月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和55年12月から56年9月まで

昭和47年11月頃に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①については両親と私の3人分、申立期間②については、母親と私の2人分の保険料を母親が納付していた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は5か月、申立期間②は10か月といずれも短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、父親と共に、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及び被保険者番号払出報告書によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月頃にA市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した47年*月*日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は現年度保険料として納付することは可能であったところ、母親が自身の保険料と併せて納付していたとする父親の保険料についても、当該期間の保険料は納付済みとされており、母親が、申立人の申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②前後の加入期間において、保険料は現年度保険料として納付済みとされており、申立人は特に生活状況に変化は無かったとしているほか、申立人の保険料を納付していたとする母親についても申立期間②の保険料は現年度保険料として納付済みとされていることから、納付意識の高かった母親が申立人の申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月、同年6月及び同年7月は32万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月、同年10月及び16年2月から同年11月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年5月は34万円、同年10月は38万円、16年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成15年4月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月及び16年2月から同年11月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年6月は28万円、同年12月及び18年2月は32万円、19年3月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成17年7月から同年11月までの期間、18年1月、同年3月から19年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、18年1月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月は36万円、同年2月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間④に係る当該標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月から 16 年 11 月まで
② 平成 17 年 6 月から 19 年 8 月まで
③ 平成 15 年 12 月 12 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日

申立期間①及び②について、標準報酬月額が低い記録になっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間③及び④については、賞与記録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成15年4月、同年6月、同年7月及び同年9月については、A社から提出された「賃金台帳（基本給・成果給）」（以下「賃金台帳（給与）」という。）により、申立人は32万円から38万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、32万円から36万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳（給与）において確認若しくは推認できる保険料控除額又は総支給額から、平成15年4月、同年6月及び同年7月は32万円、同年9月は36万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成15年5月、同年10月及び16年2月から同年11月までの期間については、賃金台帳（給与）により、申立人は、その主張する標準報酬月額（15年5月は34万円、同年10月は38万円、16年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7

月及び同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳(給与)から確認若しくは推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記保険料控除額又は総支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年8月及び同年11月から16年1月までの期間については、賃金台帳(給与)において確認若しくは推認できる保険料控除額又は総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②のうち、平成17年6月、同年12月、18年2月及び19年3月については、賃金台帳(給与)により、申立人は28万円から36万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円から38万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳(給与)において確認できる総支給額から、平成17年6月は28万円、同年12月及び18年2月は32万円、19年3月は36万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成17年7月から同年11月までの期間、18年1月、同年3月から19年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間については、賃金台帳(給与)により、申立人は、その主張する標準報酬月額(17年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、18年1月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月は36万円、同年2月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳（給与）から確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記保険料控除額又は総支給額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、A社から提出された申立人に係る平成16年冬季の「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与を支給され、その主張する標準賞与額（5万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間④に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、A社は、「平成15年以前の賞与関係資料は保管していないため、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答している上、申立人も当該期間に係る賞与明細書を保管していないことから、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準賞与額に相当する賞与が支給されたこと、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 12 日
② 平成 16 年 12 月 15 日

年金事務所から「厚生年金の記録がおかしいのではないか。」と連絡があった。年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の賞与記録が無かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された申立人に係る平成16年冬季の「賃金台帳(賞与)」により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与を支給され、その主張する標準賞与額(2万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された平成15年の「賃金台帳(基本給・成果給)」、B市C事務所から提出された同年の給与支払報告書及び市民税・県民税照会回答書から判断すると、当該期間における賞与の支給はうかがえるものの、厚生年金保険料の控除について確認はできない。

また、A社は、「平成15年以前の賞与関係資料は保管していないため、賞与

の支給及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年5月は1万2,000円、同年6月は9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間のうち、昭和29年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年6月の厚生年金保険料を納付する義務については、履行していないと認められる。

3 申立人のA社D支店における資格喪失日及び同社E支店における資格取得日は昭和29年12月1日であると認められることから、申立期間③に係る資格喪失日及び資格取得日を訂正することが必要である。

4 申立人のA社F支店における資格取得日は昭和44年1月4日であると認められることから、申立期間④に係る資格取得日を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月24日から同年12月31日まで
② 昭和29年5月28日から同年7月6日まで
③ 昭和29年12月1日から同年12月15日まで
④ 昭和44年1月4日から同年1月6日まで

申立期間①から④までについては、異動に伴う転勤であり、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びB社から提出された職員カード並びに申立人と同時期にA社本店から同社C支店に異動した同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和27年11月24日に同社本店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和27年12月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年11月24日から同年11月30日までの期間においては適用事業所ではなかったものの、「A社二十年史」によると、同社C支店の開設日は同年11月24日であることが確認できるとともに、上記同僚は、「C支店の開設日当時、約30人の職員が在籍していた。」旨証言していることから、同社C支店は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①のうち、昭和27年11月24日から同年11月30日までの期間においては、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及びB社から提出された職員カードから判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年6月28日に同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年4月の記録及び同年5月1日の法改正（標準報酬月額等級表の改定）から、同年5月は1万2,000円、申立人の同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録の同年7月の記録から、同年6月は9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社D支店は、昭和29年7月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年6月においては適用事業所でないものの、B社が「A社D支店の開設日は、昭和29年6月28日である。」と回答しているとともに、複数の同僚が「D支店の開設当時、約15人の職員が在籍していたと思う。」旨証言していることから、A社D支店は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているところ、昭和29年5月については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、昭和29年6月については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年6月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及びB社から提出された職員カードにより、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和29年12月1日に同社D支店から同社E支店に異動）していたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間③に係る資格喪失日及び資格取得日を誤って届け出たが、異動日どおりに届け出るべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社D支店における資格喪失日及び同社E支店における資格取得日は昭和29年12月1日であると認められることから、申立期間③に係る資格喪失日及び資格取得日を訂正することが必要である。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録及びB社から提出された職員カードにより、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和44年1月4日に同社G支店から同社F支店に異動）していたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間④に係る資格取得日を誤って届け出たが、異動日どおりに届け出るべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社F支店における資格取得日は昭和44年1月4日であると認められることから、申立期間④に係る資格取得日を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月7日から同年7月3日まで

A社からB社に異動した際の厚生年金保険の加入記録が無いが、私は、A社及びB社において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び同僚の証言並びに同僚から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚から提出された昭和59年6月分の給与支給明細書に「A社」の記載があることから、B社の資格取得日である同年7月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年5月の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から同年12月1日まで
当時会社の部門分割がありA社からB社に移籍したが、私の業務は同じで勤務も継続していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社役員の証言及び同僚から提出された賃金明細書から判断すると、申立人が同社及びその親会社であるB社に継続して勤務し(平成2年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成2年10月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年6月に解散して資料は無いものの、同社役員が、「A社の当時の事業主から申立期間の同社の資格喪失手続を誤って行ったが、時効により訂正ができなかったことを聞いた。」と証言している上、事業主が資格喪失日を2年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る
保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は29万4,000円、申立期間③は32万8,000円、申立期間④は34万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月17日

A社から支給された申立期間①、②、③及び④に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は29万4,000円、申立期間③は32万8,000円、申立期間④は34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該期間に係る保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成21年9月及び同年11月から22年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月から22年8月まで

申立期間について、ねんきん定期便では、標準報酬月額が20万円になっているが、A社から支払われた給与額に見合う標準報酬月額は22万円であり、厚生年金保険料も標準報酬月額22万円に見合う金額が控除されているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給一覧表及び申立人から提出された支給明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成21年9月及び同年11月から22年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い標準報酬月額を届け出たことを認めている上、A社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主が当該期間について、20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 10 月については、上記給与支給一覧表及び支給明細書により、申立人は、当該期間において、20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、事業主が源泉控除していた保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（20 万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26 万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

A社は平成 7 年 2 月 1 日から B 厚生年金基金に加入しているが、年金記録を確認したところ同社の申立期間の標準報酬月額の記録が、当該厚生年金基金の標準報酬月額の記録と相違していることが分かった。

保険料控除額が分かるものは無いが、厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の見合う保険料は控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を当該厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額と同額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入している B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳及び当該厚生年金基金の受託機関である C 金融機関が保管する加入員適用記録照会によると申立人の申立期間の標準報酬月額は、26 万円とされていることが確認できる。

また、B 厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る算定基礎届は複写式の使用紙を使用しており、記録の訂正があると、受託機関の C 金融機関が保管する加入員適用記録照会にも訂正記録が履歴として残るはずであるが、当該加入員適用記録照会には訂正された履歴は無く、当基金の加入員台帳と一致しているため、A社からの届出以後に訂正されたとは考え難い。」と回答している。

さらに、A社は申立人に係る平成 8 年度及び 9 年度の昇給額社内通知資料を提出し、「申立人は、平成 8 年及び 9 年に昇給しており正社員で勤務形態等の変化は無く、当該厚生年金基金加入員台帳の記録に見合った保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26 万円）であったと認められる。

愛知（石川）厚生年金 事案 7727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から提出された申立期間に係るA社の給与支給明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のB社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社C営業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C営業所に勤務していた同僚24人のうち23人が、同社において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認でき、これら23人についていずれも、社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団B学園（現在は、C事業団D学園）における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

A事業団E学園に勤務していたが、昭和50年4月1日付けで、同事業団B学園に異動した。実際には引き続いて雇用されていたが、同事業団E学園での資格喪失日と同事業団B学園での資格取得日が不一致のため、厚生年金保険の期間に1か月間の欠落が生じている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業団から提出された勤務記録カード、雇用保険の記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A事業団に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同事業団E学園から同事業団B学園に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業団B学園における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年5月の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A事業団B学園は昭和50年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、事業主及び複数の同僚の証言によれば、同学園は、申立期間において20人以上の従業員を雇用し、社会福祉事業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たして

いたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A事業団B学園は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（岐阜）厚生年金 事案 7729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録は、A社B支店において、昭和45年3月31日に資格喪失し、同年4月1日に同社C支店で資格取得となっていることから、同年3月の1か月については被保険者とはならない記録となっている。

しかし、申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿、同社からの回答、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月21日まで

私は、A社C工場から同社D工場に異動した際の厚生年金保険被保険者記録について、1か月の空白期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の元経理担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、昭和39年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年10月1日の定時決定の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から同年12月2日まで

日本年金機構から照会があった申立期間については、A社B営業所からC社に移籍した時期であるが、この間も途切れることなくいずれかの事業所に籍を置き継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（A社の関連会社及びC社の親会社）の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社B営業所及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和60年12月2日にA社B営業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和60年10月の記録から26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B営業所は、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、D社は、「当社は、A社B営業所の社会保険事務を行っていたが、社会保険事務所（当時）に対し同社B営業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなる日を昭和60年12月2日として届け出なければならぬところを誤って同年11月1日と届け出た。また、申立期間について、申立人は同社B営業所に在籍していた。」と回答していること

から、A社B営業所は、申立期間において事業閉鎖の事実は無く、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（三重）厚生年金 事案 7732

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、1万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 16 日
申立期間について、賞与の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、1万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から平成2年3月までの期間及び4年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年6月から平成2年3月まで
② 平成4年4月から8年3月まで

申立期間①については、20歳になった頃は大学生だったので、母親が私の国民年金の加入手続を行い、平成2年4月に就職するまでの期間の保険料を納付してくれていた。申立期間②については、婚姻(3年4月)後の期間であり、母親が私たち夫婦の保険料を納付してくれたと聞いている。妻の保険料は納付済みとされているのに私の保険料が未納とされているのは納付できない。保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、昭和56年7月から平成8年3月までの申立人に係る戸籍の附票において確認できる住所地であるA市及びB市C区並びに申立人が昭和56年6月及び同年7月頃に居住していたとするD市においても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親が申立人及びその妻の保険料を納付してくれていた

にもかかわらず、妻の保険料は納付済みとされ、自身の保険料が未納とされているのは納付できないとしているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、妻については平成5年5月頃に国民年金加入手続が行われており、その後に保険料が納付されていたことが確認できるため、国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、妻の納付記録をもって母親が申立人に係る申立期間②の保険料についても納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知（富山）国民年金 事案 3561（富山国民年金事案 104 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から42年3月まで

A市B区役所から国民年金の加入の通知が届いたので、住み込みで勤務していたC事業所の事業主の助言を聞いて、昭和39年10月にB区役所D出張所で加入手続きを行い、43年12月まで、国民年金保険料を同出張所で納付してきた。

その後、昭和50年9月1日にE町役場（現在は、F市E支所）で加入手続きをした際に、役場の職員が年金手帳に資格取得日を同年9月1日と記入した後、前の国民年金手帳の納付記録を見て39年10月25日に訂正してくれた。

今回、紛失したと思っていた申立期間当時の国民年金手帳が見付かったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことは無いとしているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和40年12月1日に払い出されたと推認され、申立期間のうち、39年10月から40年3月までの保険料については過年度保険料として納付する期間となること、ii) 申立人は、B区役所D出張所以外で申立期間の保険料を納付していないとしているが、同区によると、当時、同出張所内には過年度保険料を納付できる金融機関は入店していなかったと回答していること、iii) 申立人は、申立期間の保険料は、年金手帳を交付される前から、同出張所でカードに印を押す方法で納付していたとしているが、同区によると、申立人の主張する方法による保険料の徴収は行っていなかったと回答していること、iv) 年金記録確認第三者委員会に申立てのあった国民年金事案のうち、同区に係る本件と同時期の申立て（105件）には、カードにより保険料を納付していたとするものは無いこと、v) 申立人は、50年9月にE町役場において国民年金の加入手続きを行った際に、今は紛失してしまった国民年金手帳には39年10月から保険料を

納付していたことが記載されていたことを職員が確認したとしているが、F市E支所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳の徴集済記録欄には、申立期間は未納と記載されていることなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会の決定に基づく平成21年7月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間当時の国民年金手帳が見付かり、当該手帳の昭和40年度及び41年度の右側のページ(印紙検認台紙)は割印が押された上で切り取られているが、これは、当該手帳とは別にあったカードを用いて申立期間同時に納付してあった保険料を確認したため切り取ったのではないだろうかとしている。

しかしながら、上述のとおり、B区によると、申立人の主張する方法による保険料の徴収は行っていなかったとしているほか、年金記録確認第三者委員会に申立てのあった国民年金事案のうち、同区に係る本件と同時期の申立てを再確認したものの、その申立て(171件)には、カードを用いて保険料を納付していたとするものは、申立人に係る前回の申立て以外には見当たらないことなどから、当時、同区において、申立人の主張する方法で保険料を納付していたと推認する事情までは見いだせない。

また、申立人が所持する国民年金手帳については、発行日は記載されていないものの、当該手帳には、申立人が20歳に達した昭和39年度の印紙検認記録に係るページは存在せず、40年度以降に係るページが確認できるため、同年度中に申立人に対して発行されたものと推認でき、このことは、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和40年12月に払い出され、被保険者資格を申立人が20歳に到達した39年*月まで遡って取得する事務処理が行われていたものとみられることとも一致する。このため、申立人は、同年度以降は当該手帳を用いて保険料を納付すべきであったと考えられるところ、同年度及び41年度の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、申立人が、現年度保険料として申立期間の保険料を納付していた形跡は確認できない。

さらに、上記国民年金手帳の昭和40年度及び41年度については、印紙検認記録欄と印紙検認台紙との間に割印が押された上で印紙検認台紙が切り取られているが、この割印は、市町村が旧国民年金法施行規則第73条の規定に基づき、保険料の納付の有無にかかわらず、切り離したことの証に押したものであり、申立人が主張するように保険料の納付があったことを示すものではない。

これらのことから、申立人が所持する国民年金手帳は、年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年8月までの期間及び55年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から同年8月まで
② 昭和55年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持している。以前、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の保険料は還付済みであるとの回答をもらったが、私の手元には、保険料を納付した領収書があるのみで還付された資料は無く、還付金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の手元には、保険料を納付した領収書があるのみで還付された資料は無く、還付金を受け取った記憶も無いので、いつ、どこで還付金が支払われたのか知りたいとしているところ、当時の還付金の支払方法には、金融機関の預金口座への振込みのほか、社会保険事務所窓口での支払などがあり、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び還付整理簿には、これら還付金の支払方法までは記載することとされていないため、その詳細を確認することはできない。

しかしながら、国民年金被保険者台帳において、申立期間①については、「還付 49. 6～49. 8 まで 2,700 円」と、申立期間②については、「還付 55. 3～ . まで 3,300 円」との保険料が還付されたことをうかがわせる記載が確認でき、還付整理簿にも、申立期間①に係る還付金 2,700 円が昭和 57 年 2 月 5 日に、申立期間②に係る還付金 3,300 円が 55 年 5 月 22 日に支払われたとする記録が確認できる。これらの還付金の対象とされている期間は、申立人は厚生年金保険被保険者となっており、国民年金被保険者となることができないことが国民年金保険料納付後に判明したことから、還付処理が行われたものと

みられ、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人が申立期間後の昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月まで居住していた A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①について還付手続がなされたことをうかがわせる記録が確認できるとともに、申立期間②の保険料の納付が行われていた B 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料について還付手続がなされたことをうかがわせる記録が確認できることから、これら異なる市町村における還付処理がいずれも誤って行われた可能性は低いものと考えられる。

さらに、ほかに申立期間①及び②の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から16年6月までの期間及び17年7月から19年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から16年6月まで
② 平成17年7月から19年6月まで

申立期間については、国民年金保険料の免除申請手続をA市役所で毎年行っていたので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をA市役所で毎年行っていたとしているところ、i) 申立期間当時における住所の記憶は明確ではないとしていること、ii) 申立期間の保険料に係る免除申請書に収入額等を記入した覚えはあるものの、その申請時期、申請場所、申請方法及び申請後に送付される国民年金保険料申請免除承認（却下）通知書の受領については記憶に無いとしていることから、申立期間の保険料に係る免除申請手続の詳細は不明である。

また、制度上、国民年金保険料に係る免除申請手続については、住民票のある市区町村で行うこととされているところ、公簿によると、申立期間に係る申立人の住民票は、B郡C町及びA市（平成15年12月に同市に転入）にあったことから、申立期間①のうち、13年4月から15年11月までの期間については、同市で申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①については、C町に対して、申立期間①のうち、平成15年11月から16年6月までの期間及び申立期間②については、A市に対して保険料の免除申請手続が可能であったものの、C町及びA市において、申立人がこれらの期間の免除申請を行った形跡は見当たらない上、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立人が申立期間において申請免除を受けるためには、年度ごとに免除申請手続を行うことが複数回必要であったが、これらの申請に係る事務処理の全てにおいて、記録漏れ、記録誤り等が生じたとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの期間、平成元年4月から3年4月までの期間、4年4月から7年3月までの期間及び13年4月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで
② 平成元年4月から3年4月まで
③ 平成4年4月から7年3月まで
④ 平成13年4月から15年4月まで

私は、刑務所に入所していた期間も、それ以外の期間も国民年金保険料については免除申請を行っていた。刑務所を出所した際に保険料の免除申請手続きをした覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間は、申立人が刑務所に収容されていた期間の一部及びその前後の出所期間中の一部である。申立人は、刑務所を出所した後、その都度、収容期間の証明書を持参し、遡って保険料の免除申請を行っていたとしているが、申立期間当時は、制度上、保険料の法定納付期限が経過した期間については、遡って免除申請を行うことはできない。
- 2 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和45年11月頃にB市で手帳記号番号が払い出され、同年11月に国民年金被保険者資格を取得（46年1月取得に、平成24年10月付けで訂正）し、昭和46年3月に同資格を喪失していたものとみられる。2回目は、59年3月頃にA市で手帳記号番号が払い出され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した55年8月ま

で遡って国民年金被保険者資格を取得し、その後59年4月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したため、同年4月に国民年金被保険者資格を喪失していたことが確認できる。このため、申立期間①については、申立人に対して2回目の手帳記号番号が払い出された同年3月頃まで申立人は国民年金に未加入であった上、申立期間①のうち、56年4月から58年12月までは、前述のとおり、制度上、遡って免除申請を行うことはできない。

また、申立期間①のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間は、申立人は2回目に払い出された国民年金手帳記号番号を用いて免除申請を行うことが可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿においては、当該期間の保険料が免除されていた形跡は確認できない。

- 3 申立期間②及び③については、申立人に対して払い出されていた2つの国民年金手帳記号番号による被保険者資格はいずれも喪失しており、これら以外に申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間②及び③当時において国民年金に未加入であったことから、保険料の免除申請を行うことができなかったものとみられ、このことは、オンライン記録における被保険者記録の変更履歴によると、申立期間②及び③が含まれる昭和59年6月から平成11年5月までの期間は、同年6月に被保険者資格が追加されたことにより、後に被保険者とされた期間であることとも符合する。
- 4 申立期間④については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、国民年金記録管理業務のオンライン化等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少なくなっているところ、申立期間④の保険料が全て免除されるためには、保険料の免除申請を複数回行う必要があり、行政側が連続して特定の被保険者の保険料の免除申請に係る事務処理を誤ったとは考え難い。
- 5 申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知（三重）国民年金 事案 3565（三重国民年金事案 1179 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、妻が夫婦の保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てをしたが認められなかった。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から私が申し立てしているように、申立期間の国民年金保険料は、妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることに納得できない。離婚もしていないし夫婦としてずっと一緒に生活してきたのに、なぜこのような記録になるのか考えられない。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 第2回特例納付を行うことはできない期間である上、申立期間後の昭和48年12月から50年3月までの期間については、第2回特例納付を行った同年12月に過年度納付により国民年金保険料を納付しているが、その時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人は申立人の妻が申立人の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の妻についても、申立期間当時の記憶が明確でないほか、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られないこと、iii) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に年金記録確認三重地方第三者委員会の決定に

基づく平成24年6月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、申立期間の国民年金保険料は、妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることに納得できないと主張しているが、国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る国民年金保険料の納付記録においては、第2回特例納付を利用した納付及び過年度保険料として遡って一括納付した記録が確認できるのに対し、妻の納付記録においては、第2回特例納付や過年度保険料として一括納付した記録は見当たらないことから、申立期間当時において夫婦の保険料納付方法が異なっていたことがうかがえる。このため、妻の納付記録をもって、申立人の申立期間の保険料が納付されていたとまで推認することはできないことから、これは年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から38年12月まで

A社(現在は、B社)で営業として勤務していた時、上司に同僚を紹介され、その上司の仲人でその同僚と結婚した。勤務していたことは間違いないので、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で営業として勤務したと主張しているが、B社は、「申立人の申立期間に関する厚生年金保険加入記録及び在籍記録は、確認できない。営業は嘱託として採用し、その後、成績によって職員とした。職員になる前の嘱託の間は、社会保険を適用しておらず、嘱託のまま辞めた人の記録は残っていない。」と回答している。

また、C健康保険組合は、「被保険者資格を喪失後3年以上経過している場合は、被保険者の加入歴に関して証明することができない。」と回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立人が名前を挙げた上司は、名字のみで特定ができないため、当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月から36年3月まで
② 昭和35年7月から37年6月まで

A社（現在は、B社）C支店については、会社のセールス学校を修了しており、その時の修了^{しょう}證書を提出する。D社（現在は、E社）については、同社の営業として勤務していた時、上司に同僚を紹介され、その上司の仲人でその同僚と結婚した経緯がある。A社C支店及びD社に勤務していたことは間違いないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「申立期間当時は、申立人のような営業従事者は、A社とは直接雇用関係は無く、同社各支店から商品の販売を委託された管内の営業所長との間で、個人事業主として商品の委託販売契約を締結し、販売した商品の売上げに応じて、当該営業所長から販売手数料を受け取っていたものと思われる。」と回答している。

また、申立人が提出したセールス学校の卒業記念写真の名簿に「C」と記載のある申立人及び同期生13人の氏名は、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない。

さらに、申立人が勤務していたとするA社C支店管内のF営業所及びG営業所は現存しない上、申立期間当時、当該営業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、申立期間当時、A社C支店で記録が確認できる複数の被保険者に自身の職種を確認したところ、回答のあった者の職種は一般事務、商品管理、販売管理及び教育等であり、申立人と同一職種の営業従事者で加入記録が確認できる者はいない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にD社で営業として勤務したと主張しているが、E社は、「申立人の当該期間に関する厚生年金保険加入記録及び在籍記録は、確認できない。営業は嘱託として採用し、その後、成績によって職員とした。職員になる前の嘱託の間は、社会保険を適用しておらず、嘱託のままで辞めた人の記録は残っていない。」と回答している。

また、H健康保険組合は、「被保険者資格を喪失後3年以上経過している場合は、被保険者の加入歴に関して証明することができない。」と回答している。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立人が名前を挙げた上司は、名字のみで特定ができないため、当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、夜間高校を卒業する昭和 47 年 3 月 1 日に、A社の社長に頼まれて正社員として入社し、同年 6 月末まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、及び当該同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している同社の業務内容が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「貸金台帳や人事記録資料を保存していないが、当時は、従業員ごとに経験の有無などを考慮し、すぐに厚生年金保険に加入させない場合もあった。夫（元事業主）もそのように言っている。」と証言しており、当時、同社では入社と同時に全ての従業員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 11 日から同年 9 月 3 日まで
② 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 1 月 8 日まで

私は、A社に昭和45年8月から46年1月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、昭和45年8月21日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社において昭和45年に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、雇用保険被保険者資格取得日よりおおむね1週間後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、必ずしも入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証では、申立人のA社での資格取得日が、昭和45年9月3日と記載されており、当該記録は、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

さらに、A社は、当該期間の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、厚生年金保険の資格喪失日は事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、雇用保険の記録によると、申立人のA社の離職日は、昭和45年10月20日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日である同年10月21日と符合する。

また、当該期間に記録が確認できる同僚に照会したところ、申立人が当該期間にA社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、A社は、当該期間の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知（岐阜）厚生年金 事案 7737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 50 年 4 月 1 日にA事業団B学園（現在は、C事業団D学園）に就職したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 1 日になっているため、厚生年金保険の期間に 1 か月間の欠落が生じている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業団から提出された勤務記録カード、在職証明書及び職員台帳並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA事業団B学園に勤務していたことは認められる。

しかし、C事業団は、「賃金台帳が無いため、申立期間の保険料控除の有無は不明。」と回答している上、申立人と同日に資格取得した同僚から提出されたA事業団B学園の給料明細書により、当該同僚は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業所番号等索引簿によると、A事業団B学園は昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について適用事業所であった記録が確認できない。

このほか、申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。